平成２２年（フ）第６６号
茨城県ひたちなか市南神敷台3667番地
債務者　大内　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
茨城県日立市十王町伊師本郷1186番地10　サン・コーポラス十王１―501号
債務者　渡邉絵里子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２４号
茨城県日立市大みか町４丁目12番14号　小泉住宅１号棟、前住所茨城県日立市久慈町２丁目35番13―103号
債務者　金井　辰美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２６号
茨城県北茨城市大津町北町768番地
債務者　鉄　　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３５号
茨城県かすみがうら市稲吉南２丁目５番６号　グランパルクＡ―103
債務者　齊藤　寿枝
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３７７号
茨城県筑西市小川1391番地358　フジヨシ寮、前住所栃木県真岡市上高間木２丁目31番地７コーポニューワン202号
債務者　大瀧　光夫
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３８０号
茨城県結城市城南町１丁目１番地４
債務者　中村　大助
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２０号
茨城県古河市女沼1007番地　金谷アパート７号
債務者　金澤　　力
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３３号
茨城県古河市横山町３丁目４番26号
債務者　山崎　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第７０９号
石川県白山市美川和波町カ128番地１、従前の住所石川県白山市四ツ屋町1061番地10
債務者　大宮　真一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
石川県かほく市白尾ナ101番地９
債務者　門前　光子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３０号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目306番地１ヴィラ・サンライズ緑台305号、従前の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎２丁目312番地５
債務者　山本　健晃
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２９号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1220番地１
債務者　江野ひろ美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
山梨県山梨市鴨居寺542番地の２
債務者　若尾　正子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８４６号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3478番地６
債務者　前田実加子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５号
岐阜県郡上市和良町三庫4607番地１
債務者　髙垣　伸正
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
岐阜県本巣郡北方町高屋太子２丁目12番地の７、住民票上の住所岐阜県大垣市墨俣町墨俣503番地８
債務者　増田妃露子（旧姓**桒**田）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岐阜地方裁判所